

【処遇改善の取り組みについて】

社会福祉法人アザレア福祉会では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（障害福祉サービス等報酬）に定める「福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）」を取得し、職員の賃金、福利厚生、資質の向上に努めています。

上記の処遇改善加算については、「多機能型事業所アザレアフォルテ」が該当します。

【見える化要件について】

処遇改善の取り組みについては、障害福祉サービス等情報公表検索サイトへの掲載や当法人ホームページへの掲載を行うことで、外部から見える形での公表を行います。具体的な取り組み内容については以下の通りです。

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健福祉士を目指す職員に対し、勉強時間の確保や優先的に有給が取れるよう配慮している。また、相談支援専門員やサービス管理責任者研修など受講を希望する職員について、研修費用を負担し取得しやすい環境を整えている</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修の受講やキャリア段位制度と人事考課の連動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度から人事考課制度を導入し半期に1度見直し資質向上を図っている</li> </ul>
労働環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>ミーティング等による職場コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎朝のミーティング、月1回事業所内会議を行うことで情報共有を徹底している</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故、トラブルへの対応マニュアル等による責任の所在の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故、怪我、災害時に備えたマニュアルを作成し職員に周知している</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断、こころの健康等の健康管理の強化、職員休憩室、分煙スペース等の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年1回健康診断を実施すると共に、分煙スペースを確保している。また、ストレスチェック実施者の有資格者がいる</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通院時の有給確保や、残業のない環境整備など無理のない働き方を推奨している</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>非正規職員から正規職員への転換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常勤職員から正規職員への配置を推奨している</li> </ul>